

「自転車の交通違反」取り締まり強化(警視庁)

都内の交通事故の発生件数は過去 20 年余り減少傾向で、昨年（令和 3 年）は約 2 万 7000 件と、5 年前と比べ約 4800 件減少している。その一方で、自転車の事故が占める割合は年々増加し、昨年は 43.6%と全体の半数近くにのぼっている。そのうち、死亡・重傷事故の 78.7%で自転車側に信号無視や、一時不停止などの交通違反があった。

1. なぜ取り締まりを強化するのか

- 近年の健康志向やコロナ渦の移動手段として自転車利用者が増えたほか、フードデリバリー需要の高まりにより自転車の事故が増加した。
- 昨年までの 5 年間に発生した自転車関与の死亡・重傷事故約 2500 件の態様は、車との接触事故が半数以上の 58%を占める。また、歩行者との接触事故も 10%の 260 件発生している。
- 歩行者が自転車に衝突された場合、転倒して頭部に致命傷を負う可能性が高い。
- 自転車による事故の場合、その多くが交差点などでの出会い頭の衝突によるため、信号や一時停止などの基本的交通ルールを守ることにより事故を減らすことができる。
- 都民からの要望
「自転車のマナーが悪い運転が多いので、取締りをしてほしい」等

2. 指導警告から赤切符適用へ

- 昨年 1 年間の赤切符交付件数約 4300 件
- 「信号無視」、「一時不停止」、「右側通行」、「徐行せず歩道通行」の 4 違反に重点
- 「携帯電話使用運転」による事故のうち、自転車による事故が 47.7%
- 自転車指導啓発重点地区は、各警察署で指定（警視庁ホームページ参照）

3. 自転車運転者講習（全国共通）

平成 27 年に改正道路交通法が施行され、信号無視や酒酔い運転など、特に危険な違反を「危険行為（15 類型）」として指定し、3 年以内に 2 回以上取締りを受けたり、事故を起したりした場合、都道府県公安委員会から受講命令書が交付される。

※ 受講時間 3 時間、受講料 6000 円、受講しなかった場合 5 万円以下の罰金

※ 危険行為 信号無視、遮断踏切立入、一時不停止、歩道通行方法、通行禁止、制動装置不良、酒酔い、通行区分、徐行せず歩道通行、妨害運転、路側帯歩行者妨害、交差点安全進行義務、交差点優先車妨害、環状交差点安全進行義務、安全運転義務（15 類型） 以上